

市・府民税の申告のご案内

平成31年度の市・府民税の申告を受付します。郵送による提出も可能です。

【受付期間】3月15日(金)まで(※(土)(日)を除く、9:30～12:00・13:00～16:30)

【受付会場】市役所本館1階ロビー 【郵送先】羽曳野市役所 税務課市民税担当宛

- ・申告に必要な書類等を必ずご持参ください。
(例) 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明等
- ・医療費は合計額計算及び明細書のご準備をお願いします。
市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本館1階税務課①窓口でお預かりし、富田林税務署へお届けします。
(注意) 市職員は、確定申告書の内容確認、受付印の押印を行いません。内容確認、受付印が必要な場合は税務署または確定申告会場にてご提出ください。

◆申告が必要な方

本市在住(平成31年1月1日現在)で、税務署の確定申告を提出する義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方は市・府民税申告の必要があります。

(例1) 2箇所以上から給与の支払を受けていた方


(例2) 公的年金受給者で年金以外に収入がある方や各種控除を受けようとする方

※医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワンストップも含む)も併せて申告をする必要があります。

羽曳野市ウェブサイトより個人住民税の市・府民税申告書が作成できます

申告書の作成及び住民税の試算、ふるさと納税(寄附金控除)の試算を行うことができます。

作成した申告書は税務課窓口へ直接お持ちいただくか郵送により提出できます。ぜひご利用ください。

羽曳野市税額シュミレーション 

上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択について

源泉徴収口座内で配当および譲渡所得のあった方は、確定申告書とは別に市・府民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度・総合課税・分離課税)を選択できます。

(例: 所得税は総合課税、市・府民税は申告不要制度)

<問合せ> 税務課 市民税担当 内線 1580・1520・1530

消費税軽減税率制度説明会のお知らせ

平成31年10月1日から実施される消費税軽減税率制度の説明会を開催します。

開催日	時間	開催場所
平成31年3月26日(火)	13:00～14:30	富田林市桜ヶ丘町2-8
	15:00～16:30	すばるホール2階ホール

※駐車場には限りがあります。

※どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

各税務署では随時、軽減税率制度説明会を開催しております。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

<問合せ> 富田林税務署 法人課税第1部門
☎ 0721-24-3281

ミニバイクなどの異動申告 ～廃車や移転の手続きはお済みですか～

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出したりするときは、表の区分により手続きしてください。

(4月2日以降の廃車や譲渡には、平成31年度の軽自動車税がかかります。ご注意ください。)

※3月下旬は窓口が大変混雑しますので、廃車などの手続きは比較的空いている3月中旬までにお済ませください。

※一部の三輪・四輪の軽自動車は、平成31年度から税率が変わります。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

◆盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車(ミニバイク)	市役所税務課(8番窓口)	販売証明書または申告済証、ナンバープレート、印鑑(名義変更の場合、新・旧)、届出者の本人確認書類(免許証等)、委任状(所有者と同居でない方が来庁される場合)
軽二輪 小型二輪 など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎ 050-5540-2060	検査証または届出済証、ナンバープレート、印鑑、住民票、自賠責保険証明書など (詳しくは左記事務所にてご確認ください)
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所 (和泉市伏屋町1-13-3) ☎ 050-3816-1842	検査証、ナンバープレート、印鑑、住民票など (詳しくは左記事務所にてご確認ください)

<問合せ> 税務課 総務担当 内線 1570・1571